令和５年３月２９日 改定

出産の立ち会いに関するお知らせ

当院では、以下の条件のもと立ち会い出産を実施しています。引き続き新型コロナウイルス感染対策を実施しながらの立ち会いとなりますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

■立ち会い可能な方

妊婦の夫（パートナー）または実母のいずれか１名

※上記以外の方の立ち会いを希望される場合はスタッフまでご相談ください。

■立ち会い出来る時間

出産前後の１時間（合計２時間まで）

※立ち会いを開始するタイミングは、しっかり陣痛がきてお産の進行がみられたタイミングで、病院の判断でご連絡します。急速に分娩が進行し、立ち会いが叶わない場合もありますが、ご了承ください。
※ご連絡した際にいらっしゃらない場合や他の入院患者さんの対応が優先される場合、立ち会いが出来ない事がありますのでご了承ください。

■立ち会いの条件

健康観察表の記入および提出（妊婦ご本人と立ち合い希望者の２人分必要です）

妊婦ご本人と立ち会いを希望される方は、遅くとも 35 週から毎日、健康観察表の記入をしていただき、立ち会いのための来院時に提出をお願いします。

その際、以下の条件が満たされていることを確認させていただきます。
・健康観察表の記入漏れがない、チェック項目に該当する症状等がない。
・来院時に３７度を超す発熱や感染症症状がない。
・直近２週間の連続した記載があること。

※少しでも感染症が疑われる場合は、立ち会いをお断りすることがあります。
※不正確な申告があった場合、立ち会いの許可が困難となり、妊婦さんや赤ちゃんの隔離・治療が必要になる可能性があります。
※早めの出産となる方も稀にいらっしゃいますので、30 週頃からの健康観察表の記入をおすすめいたします。

■分娩室で同時に出産となる方がいらした場合

分娩室の立ち会いは状況によってはできない場合がありますので、ご了承ください。

■立ち会いの方へのお願い

立ち会いされる方は、院内では常にマスクを着用し、分娩立会証を首から下げていただき、陣痛室の外には出ないようお願いします。また、院内での飲食や他のご家族との接触もご遠慮ください。

以上の内容をよくお読みいただいた上で、ご質問は健診時又は電話にてお問い合わせください。
都合により立ち会い出産が出来ない場合も、引き続きスタッフが出来る限り付き添いを行います。

令和５年３月２９日　福井県立病院　産婦人科